

岸和田市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 防犯カメラ 一定の区域における街頭犯罪、侵入盗等の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応を図るために固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたもの

(2) 町会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるものであって、市内に所在するもの

(交付の目的)

第3条 この要綱による補助金は、市内の街頭犯罪、侵入盗等の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応を図るため、防犯カメラを設置する町会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(補助金の交付対象者等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象者は、防犯カメラを新たに購入し、設置する町会等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 設置場所については、街頭犯罪抑止及び犯罪発生時の迅速な対応のため、可能な限り岸和田警察の助言を受け、道路や公園など不特定多数の者が利用する空間が撮影される場所に設置すること。

(2) 防犯カメラの管理運用規定等を策定すること。

(3) 防犯カメラの撮影区域内の住民等の同意を得ていること。

(4) 防犯カメラの設置にあたっては、設置箇所の所有者等から占用許可等を受けていること。

2 市長は、再び防犯カメラを購入し、設置する町会等が、次の各号のいずれかに該当する場合であって、前項各号に掲げる要件を満たすときは、同項の規定にかかわらず、当該町会等を同項の補助金の交付対象者とすることができる。

(1) 防犯カメラを設置した日から6年を経過した日の属する年度の翌年度において、当該防犯カメラ（継続して6年以上設置したものに限る。）の経年変化、耐用年数等を考慮して必要と認める場合

(2) 前号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由による損傷等を考慮して必要と認める場合

(補助事業の対象経費)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

防犯カメラの設置に要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用、地代及び占用料等を除く次の費用とする。

- (1) 防犯カメラ購入費用
- (2) 専用ポール設置工事費
- (3) ケーブル設置工事費
- (4) 防犯カメラの撮影を示す看板設置費用
- (5) その他防犯カメラの設置に必要な費用
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を補助限度額とする。

- (1) 第4条第1項に該当する場合 各町会等への補助台数に15万円を乗じた金額
- (2) 第4条第2項に該当する場合 各町会等への補助台数に10万円を乗じた金額
(補助金の交付の申請)

第7条 規則第5条第1項の規定による補助金等交付申請書は、岸和田市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）とする。ただし、一の町会等から申請できる防犯カメラは5台を限度とする。

2 様式第1号の提出においては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の見取図並びにその現況写真
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図
- (3) 町会等が定めた防犯カメラ管理運用に関する規定等
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域の住民等の同意書の写し
- (5) 防犯カメラの購入等に係る見積書（明細含む）の写し
- (6) 設置予定の防犯カメラのカタログ等
- (7) その他市長が必要と認める書類等
(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、規則第6条第1項の規定により補助金等の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、岸和田市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(経費配分変更承認申請書等)

第9条 規則第7条第1項第1号から第3号までの承認は、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げる書面により行わせるものとする。

- (1) 規則第7条第1号及び第2号の承認 補助事業内容変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 規則第7条第3号の承認 補助事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）
(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置による犯罪抑止効果を最大限に引き出すため、防犯カメラの撮影

を示す看板を設置すること。

(2) 防犯カメラは、継続して6年以上設置すること。

(3) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該事業完了後5年間保管すべきこと。

(交付決定の変更及び取消の通知)

第11条 規則第9条又は第17条の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消そうとするときは、岸和田市防犯カメラ設置補助金変更通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による報告は、設置完了した日から30日以内に岸和田市防犯カメラ設置補助金事業実績報告書（様式第6号）により行わせるものとする。

2 前項の岸和田市防犯カメラ設置補助金実績報告書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 防犯カメラ設置に係る契約書又は請書等の写し

(2) 防犯カメラ設置に係る工事完了届け又は納品書の写し

(3) 防犯カメラ設置費用の支出に係る請求書（明細含む）及び領収書の写し

(4) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の見取図並びにその現況写真

(5) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの

(6) その他市長が必要と認める書類等

(補助金の確定)

第13条 規則第14条の規定による額の確定通知は、岸和田市防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の請求は、岸和田市防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第8号）により行わせるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。